



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

「デジタル通貨保証金取引」について消費者の損害賠償請求を全部認容した事例

本件は、「デジタル通貨保証金取引委託契約」（「デジタル通貨」について、取引所を介さずに、事業者と消費者が相対取引で差金決済取引を行うことを内容とする契約）を勧誘されて取引保証金を支払った消費者が、事業者、その代表者に対し、当該取引が違法であるとして不法行為、会社法429条1項に基づいて損害賠償請求をして、全部認容された事例である。（東京地方裁判所 令和元年7月18日判決、LEX/DB掲載）

原告：X(消費者)
 被告：Y1(事業者)
 被告：Y2(Y1の代表者)
 A：Xを当初電話勧誘したY1の従業員
 B：Aに代わって担当したY1の従業員
 C：AとBの上司

事案の概要

1 事実経過

Xは、当時60歳代の男性である。Xは2015年11月頃、Aから電話で「デジタル通貨保証金取引」の勧誘を受け、翌月にはAと面談し、Aの顧客がこの取引で利益を出している売買計算書を渡されるなどして勧誘された。Xは2016年3月上旬、あらかじめ電話で現金を用意するよう連絡したうえ訪問してきたBに対し「デジタル通貨保証金取引委託契約書」「デジタル通貨保証金取引契約ガイド（契約締結前の交付書面兼重要事項説明書）」「特定商取引に関する法律」に基づく交付書面などの書面の氏名欄に署名・押印するとともに、本件取引の保証金として50万円を交付した。

Xは、同年3月中旬、Y1から取引による差益金の名目で現金約2万円を受領した。またXは、同年4月上旬、訪問してきたBに対し、前記同様に、本件取引の保証金として50万円を交付した。その後、同年4月頃にBとCの訪問を受けて同月中旬に本件取引の証拠金として20万

円を交付した。

2 本件取引の概要

Y1がXに交付した書面によると、本件取引の概要は次のとおりとされている。

- ①本件取引は、取引所が注文の取次ぎを行う取引所取引ではなく、顧客(X)と、取引する相手(Y1)との間の相対取引による差金決済取引(後述)である。
- ②本件取引は、少ない保証金であらかじめ合意された倍数のデジタル通貨売買を行う(レバレッジ取引)。顧客は、デジタル通貨1枚当たり10万円の保証金を支払うが、保証金の額は、売買の対象となる商品ごとにあらかじめY1が定める額で、総約定代金の2%から50%の範囲内である(2%の場合はレバレッジ50倍、50%の場合は同じく2倍になる)。顧客が保証金を支払って注文をすると、デジタル通貨を売買したのと同様の差金決済を行う地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引をすることによって生じる差損益について、Y1との間で差金の授受を行う。
- ③差金決済の指標となる約定値段、すなわち取

引に使用される「市場レート」は、「市場実勢取引相場をもとにY1がお客様に提示する価格」であり、Y1が任意に設定できる。

3 損害賠償請求

Xは、本件取引が違法であるとして、交付済みの120万円と弁護士費用の合計約130万円について、Y1に対しては不法行為によりY2に対しては会社法429条1項または不法行為により、損害賠償請求した。

Y2は、ある人物に依頼されただけだとして争い、Y1は欠席判決となった。ここでは、判決の概要を紹介する。

理由

1 本件取引の違法性について

本件取引は、顧客であるXと相手方であるY1との間で市場実勢取引相場を参考にY1が提示したレートによるデジタル通貨の売買を実施することにより、Xにおいて差金決済を行う地位を取得し、その後、決済日のレートに基づくデジタル通貨の反対売買によって決済するものであり、差金決済のみで、現物による受け渡しは行わないものとされている。

そうすると、本件取引の構造は、市場実勢取引相場を参考にしたレートという偶然の事情により上下する指標次第で、XとY1との間で得喪(得失)が生じるものであるといえ、XとY1との間で、偶然の事情によって勝敗を決するものであるから、賭博に該当する。

そして、Yらは、Y1における取引上の義務履行を担保し得る資産の確保や、財務状況を開示させるための制度的担保、預かり資産の分別管理に関する状況等、顧客との相対取引で顧客に対して金銭を支払う場合の履行確保に関する制度的担保の存在について一切主張立証しないことに照らせば、本件取引において、Y1は、差金決済によりY1が損失を被り、Xが利益を

得る場面で、Xに確実に利益を得させる体制を整えることによって、取引における対等性を確保する手段を準備していたとはいえないのであるから、業務としての正当性を有するとはいえない。

以上によれば、本件取引が実態を有するものであるとしても、そのような取引を勧誘し、または取引を実施することは、公序良俗に反するものであって違法である。

2 Y1およびY2の責任について

Y1は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、本件取引が賭博に該当する違法なものであり、Y1の従業員が不法行為責任を負う旨の主張を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。そうすると、Y1は、民法715条1項による使用者責任を負う。

Y2は、Y1の代表取締役で、Y1の従業員に対し、本件取引を勧誘・実施しないよう監視すべき義務があるのにこれを怠ったといえるから、会社法429条1項に基づき、Xに対し、損害賠償責任を負う。

3 損害について

Yらは、Y1における取引上の義務履行を担保し得る資産の確保や、財務状況を開示させるための制度的担保、預かり資産の分別管理に関する状況等、顧客との相対取引で顧客に対して金銭を支払う場合の履行確保に関する制度的担保についてまったく明らかにしていないことに加えて、Xは2016年3月中旬にY1より約2万円を本件取引による差益金として受領したことを契機として同年4月に合計70万円を追加出資したことに照らすと、前記の約2万円の交付はXに対してさらなる出資を求めるための呼び水としてされたものであると認められ、このような趣旨で交付された金員を損益相殺の対象とすることは信義則に反する。よってXは、Y1に交付した120万円の全部について損害を被ったとい

うべきである。また、弁護士費用の約10万円を認める。

解説

1 はじめに

本件は、デジタル通貨の差金決済取引と称する取引の事案である。デジタル通貨という用語は多様な意味に使われている。中央銀行が発行するデジタル通貨を指す場合もあるが、最も広い意味で使われる場合にはデジタル化された通貨ないし通貨類似のものを含み、仮想通貨はもちろん電子マネーなども含まれる。

本件取引は、その実態が明確ではないが、差金決済取引とされている。差金決済取引は、現物の受け渡しをすることなく買い付け金額と売却金額の差額(差金)を当初取り決めた倍率で当事者間で授受するものである。したがって、価格変動が当然の前提となっている。金融機関が発行するデジタル通貨は価格変動を想定していないので、ここでいうデジタル通貨は、当時の仮想通貨を意味していると考えられる。

仮想通貨については、「国民生活」2018年7月号で「仮想通貨講座一相談対応のために」を特集している(以下、特集という)*¹。しかし、その後、短期間に取引環境や社会的認知度、法整備の状況、暗号資産への名称の変更などが大きく変化している。そこで、特集以降の法整備のポイントを解説する。現行法の詳細は、「国民生活」2021年7月号「誌上法学講座・知っておきたい資金決済法」の連載(以下、連載という)*²において、暗号資産の解説があるので参照されたい。

2 仮想通貨(暗号資産)の法規制の推移

仮想通貨については法整備が続いてきたので、時期によって適用法規が異なる。以下に主な推移を挙げる。

①資金決済法の2016年5月改正まで

本件取引は、この時期の事案である。2014年2月、大手取引所のマウントゴックス社が破綻^{はたん}し、ビットコインの法律上の位置づけが問題となった。政府は、同年3月7日、ビットコインについて、法定通貨ではないし有価証券にも当たらないが、決済に用いることは禁止されないということを明らかにした。これは、直接規制する法律がないことを明確にしたといえる。

②資金決済法の2016年改正(2017年4月1日施行)

利用者保護の観点や国際的なマネーロンダリング対策の観点から法規制が検討され、資金決済法と犯罪収益移転防止法が改正された。

主な点を挙げると、資金決済法の改正により、仮想通貨の定義が置かれた。そして、仮想通貨交換業について登録制を採用した。これにより、仮想通貨と金銭の交換(売買)、仮想通貨と仮想通貨の交換、それらの媒介などを業とする者は、登録が必要となった。仮想通貨交換業者には、利用者の本人確認義務、説明義務、資産の分別管理義務、財務規制等の業務規制が導入された。それに対応して、金融当局には、報告徴求や立入検査等の監督規定が置かれた。

③資金決済法と金融商品取引法の2019年改正(2020年5月1日施行)

前記の法規制にもかかわらず、仮想通貨交換業者に対する不正アクセスによる巨額の仮想通貨の流出事件が起こり、登録業者のシステム管理の脆弱性^{ぜいじやく}が問題となった。また、仮想通貨は、決済のためでなく、投機的な取引対象とするものがほとんどであるという実態が明確になってきた。そこで、資金決済法を改正するとともに、金融商品取引法も改正した。

まず、資金決済法の改正により、仮想通貨という名称は法定通貨と誤解を招くおそれがある

*1 <http://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-201807.html>

*2 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202107_14.pdf

ことから、暗号資産に変更した。そして、取引の適正化のため規制を強化するとともに、利用者の預かり資金の保全を強化して流出への対応を強化する等の措置を講じた。

次に、金融商品取引法の改正により、暗号資産を原資産とするデリバティブ取引、暗号資産に関する指標を参照指標とするデリバティブ取引を同法の規制対象とした。その結果、それらの業務には第1種金融商品取引業の登録が必要となった。さらに、暗号資産は金銭とみなされることとして、暗号資産を拠出して運用する場合は集団投資スキームに該当し得るという点が明確にされるなど、トークンやICOに関する資金決済法と金融商品取引法の適用関係も整理している(トークンとICOについては、前記特集のうち「特集2 ますます広がる仮想通貨をめぐる現状と課題」*3、および前記連載を参照)。

3 本件の差金決済取引

本件は、前記①の時期で、直接の法規制はない段階の事案である。

このような場面での差金決済取引については、賭博行為であって違法性阻却事由がないとして、不法行為における違法性を認定して損害賠償請求が認められている。

差金決済取引は、買い付け金額と売却金額の差額(差金)を当初取り決めた倍率で当事者間で授受するものであるが、この場合の価格の変動は当事者の意思で支配できない偶然の事情であって刑法186条、187条で禁止されている賭博に関する罪に該当する行為ということになる。各種の金融取引において差金決済が適法とされているのは、金融商品取引法等の法律上の根拠によるものなのである。

そうすると、法律上の根拠規定もないのに差金決済取引を行うことは賭博行為ということになり、法秩序上許されない。

こうした考え方は、金融先物取引法の2004年改正前のFX取引(参考判例①)、その後のロコ・ロンドン証拠金取引(参考判例②)、さらにCO₂排出権取引(参考判例③)などの裁判例によって踏襲されている。本判決も、同様の考え方を取って損害賠償請求を認めたものである。

なお、本判決はXがY1から受領した差益金名目の約2万円を損害から控除せず、損益相殺を認めていない。この点については、最高裁判例(参考判例④)がある。

4 暗号資産をめぐるトラブル

暗号資産をめぐるトラブルについては、前記特集にも紹介されている。その後、法整備が進んだうえ、暗号資産の取引規模の急拡大や価格の暴騰・暴落を背景に、紛争には登録業者に対して取引システムの管理責任を問う事案の判決も出てきている。

しかし、消費生活相談での苦情相談の場合は、そうした事案というよりも、むしろ、上場する、値上がりするという勧誘で資金を拠出させて連絡が取れなくなる事案(いわば、かつての未公開株商法の暗号資産版である)や、暗号資産の運用で大きな利益を得られるなどのセミナーを開催し、^{えたい}得体の知れないトークンを売りつけるといった詐欺的な事案が多いと思われる。本件もまた、暗号資産(当時は仮想通貨)を背景とした詐欺的商法の一事例である。

参考判例

- ①東京高裁平成18年9月21日判決(『金融商事判例』1254号35ページ)
- ②東京高裁平成20年10月30日判決(『先物取引裁判例集』53巻377ページ)
- ③東京地裁平成26年12月4日判決(『先物取引裁判例集』72巻132ページ)
- ④最高裁平成20年6月24日判決(『判例時報』2014号68ページ)

*3 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201807_02.pdf